

News **おしらせ** News News

総務課 ☎ IP53・2321
 企画振興課 ☎ IP53・2325
 住民課 ☎ IP53・2323
 農林建設課 ☎ IP53・2322
 保健福祉課 ☎ IP53・3155
 農業委員会 ☎ 53・2324
 教育委員会 ☎ IP53・3443

会
 令和5年第3回
議
 町議会臨時会

10月13日に令和5年第3回町議会臨時会が招集されました。審議された内容は次のとおりです。

■令和5年度月形町一般会計補正予算(第5号)
 □歳入歳出予算の総額にそれぞれ2530万2000円増額しました。

■令和5年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
 □歳入歳出予算の総額にそれぞれ2480万7000円増額しました。

予算総額 2億514万7000円

■令和5年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算(第3号)
 □収益的収入および支出の総額にそれぞれ467万9000円増額しました。

予算総額 6億7426万2000円

□資本的支出の総額に80万3000円増額しました。

資本的支出予算総額 1億966万7000円

■土地改良事業の計画の概要について
 □国営かんがい排水事業樺戸(二期)地区により造成された総富地頭首工の維持管理を適切に行うため、土地改良(総富地地区維持管理)事業の計画の概要を定めました。


■土地改良事業の事務の委託について
 □国営かんがい排水事業樺戸(二期)地区によって造成された施設(総富地頭首工に限る)に係る土地改良事業に関する事務の一部を新十津川町に委託することを議決しました。

■月形町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 □天災などにより分担金の納付が困難になった場合の賦課徴収の延期などについて追加しました。

くらし
 し尿の汲み取り依頼
 は余裕をもって

本町のし尿および単独浄化槽汚泥については、奈井江浄化センターで近隣の12市町と共同処理を行っています。施設を効率的に運営するため、月形環境センターから奈井江浄化センターへの搬入時間や量は制限されています。このため、皆さんから依頼があっても、すぐに対応できないことが予想されますので、汲み取りの依頼は、10日程度の余裕をもって、左記の依頼先へご連絡ください。

依頼先 月形環境センター ☎ IP53・2452
 問合せ先 住民課生活環境係 ☎ IP53・2323



防災 防災対策専門員による**防災講座**
 ～除雪などによる被害防止について～

本格的な冬の到来とともに、除雪が大変な時期になりました。災害はいつ発生するかわかりません。そのため冬季は避難経路を確保しておくため除雪は必要ですが、日頃から事故の未然防止を心掛けることが大切です。以下のことに注意して事故から身を守りましょう。

●屋根の雪下ろし

- ・1人ではなく複数人で声を掛け合ってください
- ・携帯電話を携帯し、靴やハシゴには滑り止めを、腰には命綱をつけてください
- ・晴れた日ほど転落に注意してください

●除雪

- ・無理な作業はしないでください
- ・除雪機に巻き込まれない服装で作業してください
- ・除雪機のトラブルが発生したらエンジンを停止させてから作業してください

12月25日は 町・道民税 第4期
 納期限 国民健康保険税 第6期
 後期高齢者医療保険料
 介護保険料

～2023年の納付期限一覧～

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
軽自動車税	5月31日					
固定資産税	5月31日	7月31日	10月2日	11月30日		
町・道民税	6月30日	8月31日	10月31日	12月25日		
国民健康保険税	7月31日	8月31日	10月2日	10月31日	11月30日	12月25日
後期高齢者医療保険料	7月31日	8月31日	10月2日	10月31日	11月30日	12月25日
介護保険料	7月31日	8月31日	10月2日	10月31日	11月30日	12月25日

くらし
上水道料金の口座振替領収書（1年分）について

口座振替を利用し上水道料金を納付している方に「前年（1月～12月分）の口座振替領収書」をお送りしてきましたが、経費節減および省資源化の推進のため、令和3年度（令和3年1月～12月振替分）から廃止させていただいております。

申告などで特別に領収書が必要な方には別途対応いたします。1年分（令和5年1月～12月振替分）の口座振替領収書の発行を希望される方は、お手数ですが12月22日（金）までに月新水道企業団までご連絡ください。

※適格請求書（インボイス）を必要とされる場合は別途「適格請求書等発行依頼書」の提出が必要となります。詳しくは月新水道企業団ホームページをご参照ください。

問合せ先 月新水道企業団総務会計係 ☎ IP 53・2365

くらし
年末年始の公共施設 休業のお知らせ

年末年始にあたり、町内各公共施設の休業期間は次のとおりとなります。

役場 12月30日（土）から来年1月8日（月）まで休業します。休業期間中でも、役場に日直者が待機していますので、出生届などは受け付けます。*1月4日（木）午前中のみ証明書交付窓口を臨時で開設します。詳細は14ページをご覧ください

施設名	電話番号	休業期間
役場	53・2321	12月30日（土）～1月8日（月） ※1月4日（木）臨時窓口開設
町立病院	53・2241	12月29日（金）午後～1月8日（月）
保健センター	53・3155	12月30日（土）～1月8日（月）
ごみ収集・衛生センター	53・2022	12月31日（日）～1月3日（水）
交流センター	37・2210	12月31日（日）～1月4日（木）
総合体育館	53・3443	12月30日（土）～1月5日（金）
図書館	53・3677	12月30日（土）～1月5日（金）
多目的アリーナ	37・2110	12月30日（土）～1月8日（月）



保健センター 役場と同様に休業しますが、緊急の場合は、役場の日直者にご相談ください。担当者から折り返しご連絡します。町立病院 休業期間中でも救急時には受診することができます。*12月29日（金）午前は内科診療を実施します。交流センター 休業期間中に使用したい場合は、窓口（月形町社会福祉協議会 ☎ IP 53・2928）までお申し込みください。

 インフルエンザワクチン 接種費用の助成

町では、インフルエンザワクチンの予防接種を受けた方に、接種費用の助成を行います。

■対象者

高校生以下、または満65歳以上の月形町民で、令和5年度中にインフルエンザワクチンの接種を受けた方

■助成方法

①町立病院で接種する場合

会計時に助成額を差し引きますので、差額分をお支払いください

②町立病院以外で接種する場合

接種医療機関へ一旦費用の全額をお支払いいただき、後日保健センター窓口申請をお願いします

助成額

区分	助成額
高校生以下の方	接種費用全額
満65歳以上の方	1,500円

■申請に必要な物

予防接種の際の領収証、インフルエンザワクチンを接種したことが確認できるもの（接種済証など）、印鑑、振込先の口座番号と名義人が分かるもの（通帳など）

■申請期限

令和6年3月29日（金）まで

■申請・問合せ先

保健福祉課保健係（保健センター内）

☎ IP 53・3155

屋根雪の除雪を助けます

～月形町屋根雪除雪助成事業～

除雪事業者に依頼して屋根雪を除雪する場合の助成事業を次のとおり実施します。

対象世帯

月形町内の住宅（平屋の公営住宅を含む）に居住し、屋根雪の除雪が困難な令和5年度の町民税所得割非課税の世帯のうち、下記のいずれかに該当する世帯

- ①世帯全員が70歳以上の世帯
- ②ふれあい見守り推進事業の見守り対象の世帯
- ③障がい者が属する世帯（18歳以上65歳未満の障がい者以外の方が同居している世帯を除く）
- ④ひとり親世帯（ひとり親と18歳未満の子だけの世帯）
- ⑤世帯員の病気やけがなど、一時的に支援が必要と認められる世帯

対象外

- ・二世帯住宅など、同一住宅に別世帯の子が居住する世帯
- ・冬の間不在にしている世帯
- ・町税などに滞納がある世帯



助成の内容

- ・屋根の雪下ろし作業費用の2分の1以内（上限額2万円）
- ・一世帯につき、ひと冬に2回まで

申請方法

- ・屋根雪除雪を行う前に、下記の申請先に申請してください（申請用紙および町税などの納付状況の確認に係る同意書は保健センターにあります）。作業にかかる見積書の添付が必要です。事前に除雪事業者と相談してください
- ・屋根雪除雪を行ったら、事業者にお支払いください
- ・除雪内容の明細書と除雪費用の領収書、除雪前と除雪後の現場写真を添付して、屋根雪除雪実績報告書を提出してください。後日、指定の口座に助成金を振り込みます

注意事項

- ・助成は、月形町に届出した事業者が除雪作業をした場合に限られますので、対象事業者を事前に確認してください
- ・屋根雪除雪を実施した後では申請できません。必ず事前に申請してください
- ・町税などの納付状況の確認に日数を要しますので、余裕を持った申請にご協力ください
- ・車庫や物置小屋などは対象外となります

申請・問合せ先

保健福祉課高齢者支援係 ☎ IP 53・3155

月形町高齢者等

福祉除雪サービスをご利用ください

ご利用ください



町では、冬期間の日常生活

の維持と緊急時における避難路の確保を図るため、除雪の支援が必要な世帯に対し、福祉除雪サービスを行っています。

【除雪する箇所】

玄関などの出入口付近・窓および暖房などの排気口の付近

【対象世帯】

- ①世帯全員が70歳以上の世帯
- ②ふれあい見守り推進事業の見守り対象の世帯
- ③障がい者が属する世帯（18歳以上65歳未満の障がい者以外の方が同居している世帯を除く）
- ④ひとり親世帯（ひとり親と18歳未満の子だけの世帯）
- ⑤世帯員の病気やけがなど、一時的に支援が必要と認められる世帯

【対象外】

・二世帯住宅など、同一住宅に別世帯の子が居住する世帯

帯

・冬の間不在にしている世帯

【利用料】

除雪作業1時間当たり800円

【申請先】

月形町社会福祉協議会（交流センター内）

【申請に必要なもの】 印鑑

※一度申請の手続きを行うと、その後は必要の都度、電話で申し出るだけでサービスを利用することができます

問合せ先 月形町社会福祉協議会

☎ IP 53・2928 または保健福祉課高齢者支援係

☎ IP 53・3155



今年度の**除雪体制**が決まりました



■委託業者

- 町道および各公共施設～月形事業協同組合

■除雪方法

除雪作業の目安は、10～15cm以上の降雪があった場合です。ただし、降雪が少なくても風雪により交通が確保できない恐れのあるときは作業を行います。

★朝～7：30までに車線を確保

※地域や降雪の状況によって多少の作業時間の遅れがあります。また吹雪で視界が悪いときは、歩行者や車両の交通安全確保のため、出動できない場合もありますので、ご了承ください

■注意事項

- 道路や歩道への雪出しはやめましょう
- 除雪車で道路を除雪した後、各家庭の出入り口には車道の雪の一部が堆積されることがあります。これらの間口の雪処理については、各家庭で行っていただくようご理解とご協力をお願いします
- 除雪車と出会ったら、早めに待避し、近寄らないようにしましょう
- 道路敷地に隣接している破損しやすい物（窓ガラスやシャッターなど）に板などの覆いをするようにしましょう。また、破損する恐れのある物を路上に放置しないようにしましょう
- 路上駐車は、除雪や通行の妨げとなり危険ですのでやめましょう
- 道路敷地付近の構造物などには、赤布を付けるなど明示しましょう
- 通学児童や生徒のいるご家庭は、除雪車に対して十分に注意するよう指導をお願いします

■町の雪捨場について

町内道路の排雪や町民の皆さんの排雪のための雪捨場（赤川4）は図のとおりです。また、国道や道

道の夜間排雪に伴う走行ルートについても図のとおりです。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

●町雪捨場

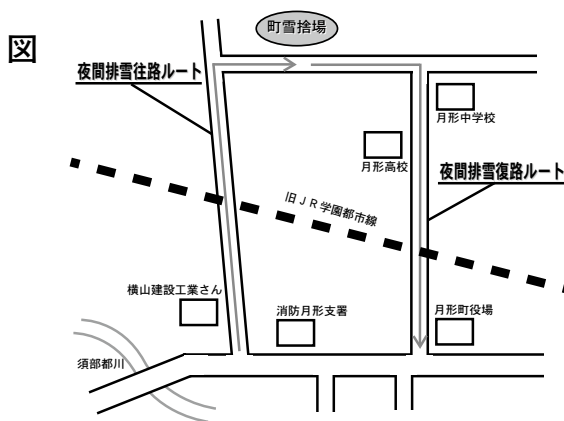
月形町 1034 番地先（赤川4）

●国道・道道夜間排雪に伴うダンプの走行ルート

○往路～町道須部都橋線から町道円山三号線（横山建設工業さん前）を走行

○復路～町道円山二号線（月形高校、役場前）を走行

※一般の方が雪捨場を利用される場合は、車の走行に細心の注意を払い、安全運転を心掛けてください



■除雪に関する問合せ先

- 国道～札幌開発建設部札幌道路事務所 ☎ 0133・23・2074（国道275号）
- 道道～札幌建設管理部岩見沢出張所 ☎ 26・3011（道道岩見沢月形線、月形厚田線など）、札幌建設管理部当別出張所 ☎ 0133・23・2220（道道月形幌向線）
- 町道その他除雪全般
- 農林建設課土木管理係 ☎ IP 53・2322
- 月形事業協同組合 ☎ 53・2851（担当：福居建設株）
- 除雪センター ☎ IP 53・2758

●年末年始の路線バス運行ダイヤ

	12月31日、 1月2日～1月3日	1月1日
中央バス	岩見沢ターミナルへお問合せください。 ☎ 22・0761	
月形浦臼線	土日祝日ダイヤ (5便運休)	全便運休
月形当別線	土日祝日ダイヤ (1便・9便運休)	



くらし
ダイヤについて
年末年始の路線バス運行ダイヤについて次のとおりお知らせします。
問合せ先 企画振興課地域振興係 ☎ IP 53・23325

くらし 夜間ハイヤーチケット 交付事業について

札幌線バス月形当別線の月形方面最終便（医療大学午後8時35分発）以降に本町へ帰宅する通勤通学者にハイヤーチケットを交付しています。

対象者 月形当別線の定期券を保有している通勤通学者
交付枚数 定期券の有効月数につき、1枚交付します
利用可能日時 平日午後9時30分～午後11時00分まで

利用区間 北海道医療大学駅～月形駅までの各バス停まで
運行事業者 はーとハイヤー
☎53・2088

申込・問合せ先 企画振興課
 地域振興係 **☎IP53・2325**

くらし 年始における証明書交付 窓口の開設について

窓口臨時開設を実施します。

実施日 令和6年1月4日（木）
時間 午前8時30分～正午
実施場所 月形町役場

※当日は、戸籍謄（抄）本、住民票、印鑑証明書および各種税証明書の発行のみ行います

以上を除く12月30日～令和6年1月8日は休日となりますのでご注意ください
問合せ先 住民課戸籍保険係
☎IP53・2323

健康 健康相談の 実施について

岩見沢保健所では、こころの健康問題を抱える人やその家族などに対して、2カ月に一度、精神科医師によるこころの健康相談を実施しています。

実施日 12月21日（木）
時間 午後1時～午後3時
実施場所 岩見沢保健所
実施内容 精神科医師との面
接相談

申込方法 実施日前日の正午までに、申込先に電話で予約してください。申込多数の場合は、別の日で調整させていただきます場合があります

その他 保健師との電話や面接での相談は、随時行っています（平日午前9時～午後5時）

申込・問合せ先 岩見沢保健所健康推進課健康支援係（岩見沢市8条西5丁目）
☎20・0122

年金 農業者年金への 加入のおすすめ

農業者年金制度は、将来に受け取る年金を、自分自身で積み立てる積立方式の年金です。加入できる方
 次の①～③の条件を満たせば加入できます。


- ① 国民年金の1号被保険者
 - ② 年間60日以上農業に従事している方
 - ③ 60歳未満の方
- ※農地を持っていない農業者や配偶者、後継者も加入できます

農業者年金の優れた点
 ○保険料は、全額社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果があります



○運用益は非課税となります

○毎月の保険料は、2万円から最高6万7000円まで1000円単位で自由に決めることができ、変更も自由です

○一定の要件を満たす農業者は、保険料の助成を受けられます
問合せ先 農業委員会事務局
☎53・2324 または月形町農業協同組合金融課 **☎53・3422**



学童保育所 一時利用 が できます

学童保育所（交流センター内）では、一時的な施設の利用ができますので、ご希望の方は下記までお申し込みください。

利用できる方
 保護者のけがや病気、出産、親族の介護などで一時的に家庭での保育が困難な方、日中の就労により、家庭での保育が困難な方
 ※継続して事業所などにより雇用されている方は、通常保育をご利用ください

利用可能日数
 各月10日間まで（保護者のけがや病気、出産、親族の介護などの場合）、就労による場合は各月5日間まで
 ※就労による場合でも、夏・冬・春休み期間中は各月10日間まで利用できます
 ※利用可能日数以上の利用を希望される場合は、通常

保育をご利用ください

申込期限
 利用希望日の**8日前まで** ※けがや病気などの緊急の場合はご相談ください。長期休業期間の利用の場合、休みに入る**14日前まで**にお申し込みください

保育料
 月額360円（別途運営費1日100円）

利用可能時間
 ●利用可能時間
 平日 12:00（下校時）～18:30
 土曜日・長期休業期間など 7:30～18:30
 （日曜、祝日を除く）

申込・問合せ先
 保健福祉課保健係（保健センター内） **☎IP53・3155**



▲右から株式会社田中組 松井智樹取締役常務
乗田渉現場代理人
左から伊藤組土建株式会社 中村暁彦専務取締役
一方井真介現場代理人

10月12日、伊藤組土建株式会社（大谷正則代表取締役社長）および株式会社田中組（松村敏文取締役社長）の地域貢献活動に対して、上坂町長より感謝状が手渡されました。

伊藤組土建株式会社・株式会社田中組は赤川ため池において、排水管流入口周辺の整備を実施し、地域の環境整備に多大な貢献をされました。

感謝状
地域貢献活動に感謝
伊藤組土建株式会社・
株式会社田中組



▲山田肇部会長（左）



10月27日、北海道花き生産連合会カーネーション部会（山田肇部会長）は永年、献血者の方へカーネーションの寄贈をされており、そのことに對し北海道赤十字社北海道支部より感謝状が贈られ、上坂町長から感謝状が手渡されました。

感謝状
地域貢献活動に感謝
北海道花き生産連合会
カーネーション部会



▲砂田英俊代表取締役社長（左）

10月27日、北土建設株式会社（砂田英俊代表取締役社長）から企業版ふるさと納税のご寄附をいただいたことに対し、上坂町長より感謝状が手渡されました。

企業版ふるさと納税とは、町外に本社がある企業が、寄附を通じて自治体の地方創生の取組みを応援するものです。

いただいた寄附金は、月形町地域公共交通対策事業に充て、大切に活用させていただきます。

感謝状
企業版ふるさと納税に感謝
北土建設株式会社

12月1日～31日 「消防歳末特別警戒」を実施しています



令和5年度
全国統一防火標語

火を消して 不安を消して つなぐ未来

年の瀬が迫り、一段と寒さが厳しくなるこの季節は、一年を通して火災が発生しやすくなります。消防支署と消防団では、町民の皆さんに火災のない新年を迎えていただくよう「歳末特別警戒」を実施します。



消防車両での巡回広報を行うとともに、ご家庭でも火の元の点検と、既に住宅用火災警報器を設置されているお宅では、大掃除に併せて電池切れなどの確認をお願いいたします。

問合せ先

月形支署 ☎ 53・2154 FAX 53・2396
Eメール shobo@town.tsukigata.hokkaido.jp

人事異動

■ 町立病院
11月1日付け

▽ 町立病院院長（町立病院副院長） 三田昌輝

■ 退職

10月31日付け
▽ 安友紀幸（町立病院院長）



一月形町地域おこし協力隊 隊員就任

初めまして

新しい隊員の方が就任されましたので紹介します

はじめまして！

11月より農業研修員として地域おこし協力隊の活動をするようになりました「田中健太郎」と「田中玲奈」と申します。ミニトマト農家を目指して精一杯勉強していきますので、皆さまのお力添えをいただくと幸いです。農業は初めてのチャレンジになりますが、これまでの社会経験で培った感性と知識を活かしながら、若い力で農業と地域活性化の一翼を担う存在を目指します。1歳半の息子も含め家族3人よろしくお願ひいたします。



自衛官募集 ~可能性にチャレンジ~

【問合せ先】 自衛隊札幌地方協力本部岩見沢地域事務所 TEL23・5514
【町の窓口】 総務課危機管理係 TEL・IP53・2321

募集種目	受験資格	受付期限
陸上自衛隊 高等工科学校 生徒（一般）	男子で中卒（見込） 17歳未満の方	令和6年 1月5日

公的年金などを受給されている方へ

以下のいずれにも該当する場合には、計算の結果、納税額がある場合でも、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません（公的年金などの全部が源泉徴収の対象になる場合に限り）

- 公的年金などの収入金額が400万円以下
- 公的年金などに係る雑所得以外の所得金額（下表）が20万円以下

所得の種類	所得の内容	所得金額の計算方法
給与所得	給与・賞与、パート収入など	給与などの収入金額－給与所得控除など
雑所得（公的年金など以外）	個人年金、原稿料など	総収入金額－必要経費
配当所得 ※上場株式などに係る配当所得の申告不要制度を選択した場合は除きます	株式の配当や投資信託の収益分配金など	収入金額－株式などの元本取得に要した負債の利子
一時所得	生命保険の満期返戻金など	（総収入金額－収入を得るために直接要した金額－特別控除額【最高50万円】）×1/2

- 上記に該当する場合でも、源泉徴収税額や予定納税額があり、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。
- スマホやパソコンでご利用いただける国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額などを入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができますので、ぜひご利用ください。
- 確定申告書には、マイナンバーの記載が必要です。マイナンバーカードなどの本人確認書類の提示または写しの添付が必要ですが、スマホやパソコンからe-TAXで申告すれば、本人確認書類の提示または写しの添付は不要です。
- 確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記入を忘れずをお願いします。
- 公的年金などに係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは下記の問合せ先にお尋ねください。

問合せ先 住民課税務係 ☎ IP 53・2323

集 スキルアップセンター
募 空知訓練生募集

●建設総合コース
建設現場作業に従事するため
に必要とされている資格を
取得します。
定員 10名

対象者 次の項目をすべて満
たしている方

①現在求職中の方
②普通自動車免許を所有して
いる方

③建設業界への就職を目指し
ている方

訓練期間 令和6年1月22日
(月)～2月26日(月)

受講料 無料(大特免許証交
付手数料2050円は個人
負担)

募集期間 令和6年1月16日
(火)まで

申込方法 募集用パンフレッ
ト裏面に必要事項を記入の
うえ下記問合せ先へ問合せ
ください(受付時間 午前

9時～午後5時 土日・祝
日除く)

問合せ先 (一社) 中空知地
域職業訓練センター協会 ☎

0125・24・1880

し 令和6年月形町
催 二十歳を祝う会

次のとおり二十歳を祝う会
を開催します。町外にお住ま
いの方でも、希望される方は
出席できますので、左記まで
問い合わせください。

開催日 令和6年1月6日(土)
場所 交流センター

対象者 平成15年4月2日(日)
平成16年4月1日生まれの方

問合せ先 教育委員会社会教
育係 ☎IP53・3443

し 月形消防出初式
催 を行います

日時 令和6年1月5日(金)
午後2時00分()

場所 消防月形支署前、交流
センター

※午後1時に消防団員募集の
大サイレンを鳴らしますの
で、火災とお間違えのない
ようお願いいたします

問合せ先 月形支署 ☎IP53・
2154



後期高齢者医療制度のお知らせ

交通事故などの第三者行為でケガや病気をしたとき!

■第三者行為とは?

- 交通事故(自転車事故も含む)
- 他人の犬猫などによる負傷
- 購入した食品や飲食店などでの食中毒
- 暴力行為など

□医療機関に伝えましょう!

医療機関で第三者行為によるケガなどにより、被保険者証を使用して治療を受ける旨をしっかりと伝えま
しょう

□警察に届けましょう!

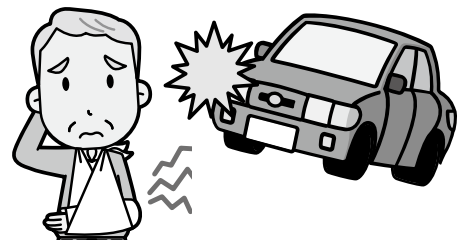
交通事故の時は、ケガの程度が軽くても必ず警察に届け、交通事故証明書を発行してもらいましょう

□市町村の窓口にも必ず申請しましょう!

必ず市町村の窓口へ、第三者行為による被害届の申請をしてください
法令により、速やかに届け出をするように義務付けられています

■申請に必要なもの

- 被保険者(届出者)の印鑑
- 交通事故証明書(交通事故の場合):後日でも可
- 被保険者証



交通事故など第三者行為によるケガや病気をした時、被保険者証を使って治療することができます。医
療費のうち後期高齢者医療制度の負担分は、後期高齢者医療制度で一時的に立て替えて、後日加害者へ請
求することになります。届け出がなければ、加害者(損害保険会社)へ請求できなくなります。

問合せ先

住民課戸籍保険係 ☎IP53・2323